

第6 不活性ガス消火設備

新旧対照表

第 8 次 改 訂 版	根拠条文等・考え方	改 訂 案	根拠条文等・考え方																																																																																																	
<p>I (略)</p> <p>II 固定式(全域放出又は局所放出方式)の消火設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 放出方式等</p> <p>防火対象物の用途に応じて設置できる放出方式及び消火剤の種別は、規則第19条第5項第1号から第2号の3の規定により、次表によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">防火対象物又は部分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">全 域</th> <th style="text-align: center;">局 所</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">二酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">窒素 IG-55 IG-541</th> <th style="text-align: center;">二酸化炭素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時人がいない部分以外の部分</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路の用に供する部分</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>自動車修理又は整備の用に供される部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>駐車場の用に供される部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>多量の火気を使用する部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電機室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信機室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>常時人がいない部分</p> <p>その他のもの</p> <p>綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。)糸類、わら類又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。に係るもの)</p> <p>木材加工品及び木くずに係るもの</p>	防火対象物又は部分	全 域		局 所	二酸化炭素	窒素 IG-55 IG-541	二酸化炭素	常時人がいない部分以外の部分	×	×	×	道路の用に供する部分	×	×	×	×	×	×	防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの	○	×	/	自動車修理又は整備の用に供される部分	○	○	○	駐車場の用に供される部分	○	○	×	多量の火気を使用する部分	○	×	○	発電機室	○	×	○	○	○	○	通信機室	○	○	×	指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	○	×	×	<p>I (現行に同じ。)</p> <p>II 固定式(全域放出又は局所放出方式)の消火設備</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 放出方式等</p> <p>防火対象物の用途に応じて設置できる放出方式及び消火剤の種別は、規則第19条第5項第1号から第2号の3の規定により、次表によること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 70%;">防火対象物又は部分</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">全 域</th> <th style="text-align: center;">局 所</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">二酸化炭素</th> <th style="text-align: center;">窒素 IG-55 IG-541</th> <th style="text-align: center;">二酸化炭素</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時人がいない部分以外の部分※</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路の用に供する部分</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>自動車修理又は整備の用に供される部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>駐車場の用に供される部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>多量の火気を使用する部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電機室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>通信機室</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> <tr> <td>指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </tbody> </table> <p>常時人がいない部分</p> <p>その他のもの</p> <p>綿花類、木毛及びかんなくず、ぼろ及び紙くず(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。)糸類、わら類又は合成樹脂類(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。に係るもの)</p> <p>木材加工品及び木くずに係るもの</p> <p>※ 次に掲げる場所は、「常時人がいない部分以外の部分」に該当するものであること。★</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該部分の用途、利用状況等から判断して、部外者、不特定の者等の出入りするおそれのある部分 ・ 当該部分の用途、利用状況等から判断して、関係者、部内者等定期的に人のいる可能性のある部分 ・ 防災センター、中央管理室その他総合操作盤、中央監視盤等を設置し、常時人による監視、制御等を行う必要がある部分 	防火対象物又は部分	全 域		局 所	二酸化炭素	窒素 IG-55 IG-541	二酸化炭素	常時人がいない部分以外の部分※	×	×	×	道路の用に供する部分	×	×	×	×	×	×	防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの	○	×	/	自動車修理又は整備の用に供される部分	○	○	○	駐車場の用に供される部分	○	○	×	多量の火気を使用する部分	○	×	○	発電機室	○	×	○	○	○	○	通信機室	○	○	×	指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	○	×	×	<p>R4 消防予第573号 二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン</p>
防火対象物又は部分		全 域		局 所																																																																																																
	二酸化炭素	窒素 IG-55 IG-541	二酸化炭素																																																																																																	
常時人がいない部分以外の部分	×	×	×																																																																																																	
道路の用に供する部分	×	×	×																																																																																																	
	×	×	×																																																																																																	
防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの	○	×	/																																																																																																	
自動車修理又は整備の用に供される部分	○	○	○																																																																																																	
駐車場の用に供される部分	○	○	×																																																																																																	
多量の火気を使用する部分	○	×	○																																																																																																	
発電機室	○	×	○																																																																																																	
	○	○	○																																																																																																	
通信機室	○	○	×																																																																																																	
指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	○	×	×																																																																																																	
防火対象物又は部分	全 域		局 所																																																																																																	
	二酸化炭素	窒素 IG-55 IG-541	二酸化炭素																																																																																																	
常時人がいない部分以外の部分※	×	×	×																																																																																																	
道路の用に供する部分	×	×	×																																																																																																	
	×	×	×																																																																																																	
防護区画の面積が1,000㎡以上又は体積が3,000㎡以上のもの	○	×	/																																																																																																	
自動車修理又は整備の用に供される部分	○	○	○																																																																																																	
駐車場の用に供される部分	○	○	×																																																																																																	
多量の火気を使用する部分	○	×	○																																																																																																	
発電機室	○	×	○																																																																																																	
	○	○	○																																																																																																	
通信機室	○	○	×																																																																																																	
指定可燃物を貯蔵し、取り扱う部分	○	×	×																																																																																																	
<p>(2)~(3) (略)</p> <p>(4) 起動装置は、規則第19条第5項第14号から第16号まで及び第19号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア~エ (略)</p>	<p>(2)~(3) (現行に同じ。)</p> <p>(4) 起動装置は、規則第19条第5項第14号から第16号まで及び第19号イ(イ)及び(ロ)の規定によるほか、次によること。</p> <p>ア~エ (現行に同じ。)</p>																																																																																																			

<p>オ 自動式の起動装置は、次によること。 (ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第19条第5項第16号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★ a 設置場所は、<u> </u>(4)エ(ア)に準ずること。◆ b (略)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第16条第6号及び規則第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。 ア～イ (略)</p> <hr/> <p><u>ウ</u> <u> </u>貯蔵容器の設置場所<u> </u>には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識を掲げること。◆</p> <p><u>エ</u> 不特定の者が出入りする部屋等に隣接して、二酸化炭素消火設備の貯蔵容器の設置室を設けないこと。◆</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置 規則第19条第5項第18号に規定する、放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置とは、次によること。 なお、安全な場所とは、原則として屋外であることとし、また、排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画以外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識及び排出時における注意事項等の表示を設けること。◆ ア～イ (略)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、<u> </u>ア及びイ(ウを除く。)によるほか、次によること。 (ア)～(エ) (略)</p> <p>(9)～(10) (略)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策 ア (略)</p> <p>イ 異常信号の検出は次によること。 (ア) <u> </u>ア(ア)の場合にあつては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。 (イ) <u> </u>ア(イ)の場合にあつては、地絡信号を検出できる機能(警報又は注意表示を含む。)を備えるものとする。</p> <p>ウ <u> </u>点検時の安全を確保するために、<u>次の対策が講じられていること。</u> (ア) 誤放出を防止するために、<u>平成13年消防庁告示第38号第2第1号</u>の規定により、<u>開閉表示を付した</u><u> </u>閉止弁(手動操作又は遠隔操作で開閉する弁で、常時開、点検時閉の表示を付したもの)を設けること。 (イ) <u> </u>(ア)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。 (ウ) (略)</p> <p>(12)～(13) (略)</p>		<p>オ 自動式の起動装置は、次によること。 (ア)～(ウ) (現行に同じ。)</p> <p>(エ) 自動起動装置は、規則第19条第5項第16号ロ及びニの規定によるほか、次によること。★ a 設置場所は、<u>II 1</u>(4)エ(ア)に準ずること。◆ b (現行に同じ。)</p> <p>(5) 貯蔵容器等の設置場所は、令第16条第6号及び規則第19条第5項第6号の規定によるほか、次によること。 ア～イ (現行に同じ。)</p> <p><u>ウ</u> <u>二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の貯蔵容器設置場所の出入口</u>には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識並びに<u>II 2 (4)カ(ア)</u>に規定する標識を掲げること。★</p> <p><u>エ</u> <u>前ウ以外の貯蔵容器</u>設置場所の出入口には「貯蔵容器置場」である旨及び「立入禁止」を表示した標識を掲げること。◆</p> <p><u>オ</u> 不特定の者が出入りする部屋等に隣接して、二酸化炭素消火設備の貯蔵容器の設置室を設けないこと。◆</p> <p>(6)～(7) (現行に同じ。)</p> <p>(8) 不活性ガス排出措置 規則第19条第5項第18号に規定する、放出された消火剤及び燃焼ガスを安全な場所に排出するための措置とは、次によること。 なお、安全な場所とは、原則として屋外であることとし、また、排出装置及び復旧操作を要する自動閉鎖装置は、当該防護区画以外から容易に操作できるものであり、かつ、その直近に当該装置である旨の標識及び排出時における注意事項等の表示を設けること。◆ ア～イ (現行に同じ。)</p> <p>ウ 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、全域放出方式の排出措置は、<u>前</u>ア及びイ(ウを除く。)によるほか、次によること。 (ア)～(エ) (現行に同じ。)</p> <p>(9)～(10) (現行に同じ。)</p> <p>(11) 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の安全対策 ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 異常信号の検出は次によること。 (ア) <u>前</u>ア(ア)の場合にあつては、短絡信号が検出できるよう措置するとともに、短絡した場合は起動しないような制御回路とすること。 (イ) <u>前</u>ア(イ)の場合にあつては、地絡信号を検出できる機能(警報又は注意表示を含む。)を備えるものとする。</p> <p>ウ <u>工事、整備、点検等</u>の安全を確保するための<u>対策は、規則第19条の2によるほか、次によること。</u> (ア) 誤放出を防止するために、<u>規則第19条第5項第19号イ(ハ)</u>の規定により、<u>令和4年消防庁告示第8号に適合する</u>閉止弁(手動操作又は遠隔操作で開閉する弁で、常時開、点検時閉の表示を付したもの)を設けること。 (イ) <u>前</u>(ア)の閉止弁の閉止状態は、点検者が十分判別できるよう操作箱とともに受信機、制御盤等のいずれかに点滅する表示灯を設けること。なお、表示灯が点滅表示できない場合は、連続又は間欠的な警報音を付加すること。 (ウ) (現行に同じ。)</p> <p>(12)～(13) (現行に同じ。)</p>	<p>脱字修正</p> <p>規則第19条+指導基準</p>
---	--	---	--------------------------------

2 全域放出方式

(1) 防護区画の構造等

防護区画は、令第16条第1号、規則第19条第5項第4号及び第19の2号に定める構造とするほか、次によること。

ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画

(ア) 防護区画には、二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が30m以下である場合にあっては、この限りでない。

(イ)～(ウ) (略)

イ～シ (略)

(2)～(3) (略)

(4) 保安のための措置

保安のための措置は、規則第19条第5項第19号及び第19の2の規定によるほか、次によること。

ア (略)

イ 防護区画内及び当該防護区画の出入口の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次図の例により設置すること

注意 ここには
不活性ガス（ガス名）消火設備を設けています。
消火ガスを放出する前に退避命令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避してください。

大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄 文字色：黒
字体：丸ゴシック 文字の大きさ：1文字2.5cm以上

2 全域放出方式

(1) 防護区画の構造等

防護区画は、令第16条第1号、規則第19条第5項第4号及び第19の2号に定める構造とするほか、次によること。

ア 二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備の防護区画

(ア) 防護区画には、二方向避難ができるように2以上の出入口が設けられていること。ただし、防護区画の各部分から避難口の位置が容易に確認でき、かつ、出入口までの歩行距離が20m以下である場合にあっては、この限りでない。

(イ)～(ウ) (現行に同じ。)

イ～シ (現行に同じ。)

ス 規則第19条第5項第19の2ただし書きに規定する「防護区画において放出された消火剤が開口部から防護区画に隣接する部分に流入するおそれがない場合又は保安上の危険性がない場合」とは、次によること。

ただし、防護区画及び当該防護区画に隣接する部分の規模、構造等から判断して、隣接する部分に存する者が高濃度の二酸化炭素を吸入するおそれのある場合を除く。

(ア) 隣接する部分が直接外気に開放されている場合又は外部の気流が流入する場合

(イ) 隣接する部分の体積が防護区画の3倍以上である場合

(ウ) 漏洩した二酸化炭素が滞留し、人命に危険を及ぼすおそれがない場合

(2)～(3) (現行に同じ。)

(4) 保安のための措置

保安のための措置は、規則第19条第5項第19号及び第19の2の規定によるほか、次によること。

ア (現行に同じ。)

イ 防護区画内及び当該防護区画の出入口の見やすい位置に、保安上の注意事項を表示した標識を次図の例により設置すること(二酸化炭素を放射するものを除く。)

注意 ここには
不活性ガス（ガス名）消火設備を設けています。
消火ガスを放出する前に退避命令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避してください。

大きさ：縦27cm以上、横48cm以上 地色：黄 文字色：黒
字体：丸ゴシック 文字の大きさ：1文字2.5cm以上

ウ 二酸化炭素を放射するものにあっては、防護区画内の見やすい位置に保安上の注意事項を表示した標識を次図の例により設置すること。◆

危険
ここには、二酸化炭素消火設備が設置されています。
消火ガスを吸い込むと死傷のおそれがあります。
消火ガスを放出する前に退避命令の放送を行います。
放送の指示に従い室外へ退避すること。
大きさ：縦27cm以上
横48cm以上
地色：黄色
文字色：黒色

R4 消防予第573号
二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドラインのとおり30→20に修正

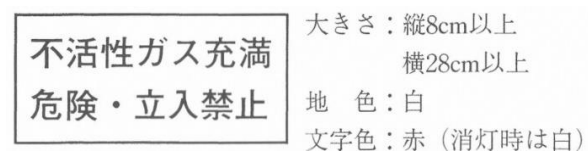
R4 消防予第573号
二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン

R4 消防予第573号
二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン

ウ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。

エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、次図の例により設置すること。

なお、防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一の仕様のものを設置することができること。



オ 放出表示灯を設ける出入口の見やすい箇所に、保安上の注意事項を表示した注意銘板を次図の例により設置すること。

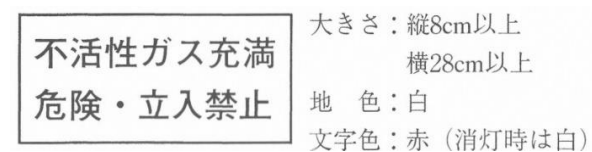
(ア) 防護区画の出入口に設置するもの

(図 略)

エ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、防護区画及び防護区画に隣接する部分の出入口等のうち、通常の出入り又は退避経路として使用する出入口の見やすい箇所に設けること。ただし、袋小路室に、II 2 (1)シにより、音響装置が設けられているときは、当該袋小路室には、規則第 19 条第 5 項第 19 号の 2 口の規定にかかわらず、表示灯を設けないことができる。

オ 消火剤が放出された旨を表示する表示灯は、次図の例により設置すること。

なお、防護区画に係る放出表示灯と防護区画に隣接する部分に係る放出表示灯は、同一の仕様のものを設置することができること。



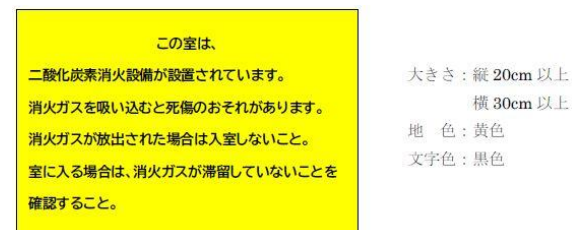
カ 放出表示灯を設ける出入口の見やすい箇所に、保安上の注意事項を表示した標識を次図の例により設置すること。

(ア) 防護区画の出入口に設置するもの

a 二酸化炭素を放射するものを除く。

(図 現行に同じ。)

b 二酸化炭素を放射するものに限る。



他都市を参考とした文言の追加。

<p>(イ) 防護区画に隣接する部分に設置するもの (二酸化炭素を放射するものに限る。) <u> </u></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">注意 この室には</p> <p>隣室に設置された不活性ガス（二酸化炭素）消火設備の消火ガスが 充満するおそれがあります。 消火ガスが放出された場合は、入室しないで下さい。 室に入る場合は、消火ガスが滞留していないことを確認して下さい。 大きさ：縦20cm以上、横30cm以上 地色：淡いグレー 文字色：緑</p> </div> <p>カ 防護区画外の適当な箇所に、関係者による避難誘導及び救助に必要な呼吸 保護器等の救助器具を備えること。 (例) 救助器具は空気呼吸器（内容積20以上のもの）とすること。◆</p> <p>3 (略) III～VI (略) 別記 「消火剤放射時の圧力損失計算」((一社)日本消火装置工業会基準を準拠) 1～2 (略) 表6-1 管継手の等価管長 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>日本工業規格</u>G3454) スケジュール80 (以下、省略)</p>		<p>(イ) 防護区画に隣接する部分の出入口に設置するもの (二酸化炭素を放射するものに限る。) ◆</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="background-color: yellow; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">危険</p> <p>ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消 火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷の おそれがあります。 消火ガスが放出された場合は、退避すること。 近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確 認すること。</p> </td> <td style="padding: 5px;"> <p>大きさ：縦20cm以上、 横30cm以上 地色：黄色 文字色：黒色</p> </td> </tr> </table> </div> <p>キ 防護区画外の適当な箇所に、関係者による避難誘導及び救助に必要な呼吸 保護器等の救助器具を備えること。 (例) 救助器具は空気呼吸器（内容積20以上のもの）とすること。◆</p> <p>3 (現行に同じ。) III～VI (現行に同じ。) 別記 「消火剤放射時の圧力損失計算」((一社)日本消火装置工業会基準を準拠) 1～2 (現行に同じ。) 表6-1 管継手の等価管長 圧力配管用炭素鋼鋼管 (<u>JIS</u> <u> </u> G3454) スケジュール80 (以下、省略)</p>	<p style="text-align: center;">危険</p> <p>ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消 火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷の おそれがあります。 消火ガスが放出された場合は、退避すること。 近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確 認すること。</p>	<p>大きさ：縦20cm以上、 横30cm以上 地色：黄色 文字色：黒色</p>	<p>◆追加</p> <p>項ずれ修正</p> <p>日本工業規格→JIS</p>
<p style="text-align: center;">危険</p> <p>ここは、隣室に設置された二酸化炭素消火設備の消 火ガスが流入するおそれがあり、吸い込むと死傷の おそれがあります。 消火ガスが放出された場合は、退避すること。 近づく場合は、消火ガスが滞留していないことを確 認すること。</p>	<p>大きさ：縦20cm以上、 横30cm以上 地色：黄色 文字色：黒色</p>				